

第 107 回定時株主総会招集に際しての
電子提供措置事項（交付書面省略事項）

1. 事業報告	
会社の業務の適正を確保するための 体制の整備および運用状況	1 頁
2. 連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	7 頁
連結注記表	8 頁
3. 計算書類	
株主資本等変動計算書	17 頁
個別注記表	18 頁

上記の事項につきましては、法令および当社定款第 16 条の規定に基づき、
書面交付請求をされた株主さまに交付する書面には記載しておりません。

会社の業務の適正を確保するための体制の整備および運用状況

(1) 整備状況

当社は、取締役会において、「会社の業務の適正を確保するための体制」を決議しております。その内容は、次のとおりであります。

当社は、業務の適正を確保するため、次の体制を整備するとともに、これを有効に機能させ、株主、お客さまをはじめとするステークホルダーから信頼・選択される企業となるように努める。

① 経営管理に関する体制

ア. 業務執行に関する体制

- ・取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令・定款所定の決議事項および会社の業務執行を決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けるなどして、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により、社外の視点から監督を行う。
監査等委員会は、業務の執行状況の聴取等を通じて、取締役の職務執行を監査する。
- ・業務執行における重要な事項について多面的に審議するため、経営執行会議を設置する。経営執行会議は、原則として毎月1回以上開催し、取締役会に付議する事項および社長が決定すべき経営上の重要事項を審議するとともに、業務執行の状況等に関する報告を受ける。
- ・経営の意思決定・監督と執行の分離および迅速な業務執行を実現するため、執行役員制度を採り、役付執行役員および執行役員を置く。
- ・経営の意思決定と特定分野の業務執行との乖離を防止するため、取締役会において適宜、役付執行役員、執行役員、参与および使用人に執行状況の報告や議案の説明等をさせる。
- ・取締役ならびに役付執行役員、執行役員、参与および使用人（以下「取締役等」という。）の職務執行の適正および効率性を確保するため、会社規程等において、各部門（本部、本店の部をいう。以下同じ。）および各部署の業務分掌ならびにそれらの長の権限等を定める。
また、取締役等は、業務執行状況について、適時に、取締役会、経営執行会議または上位者に報告する。
- ・取締役等の意思決定の適正を確保するため、決裁手続きにおいて、起案箇所、関係部門および審査部門による審査を行う。
- ・取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理を適正に行うため、会社規程等において、取締役会議事録、経営執行会議資料、決裁文書等の作成、保存および管理に関する事項を定める。

イ. 内部監査に関する体制

- ・取締役等の職務執行の適正および効率性を確保するため、執行部門から独立した組織として社長直属の内部監査部署を設置する。内部監査部署は、各部門の業務の執行状況等を定期的に監査し、その結果を、社長に報告するとともに、必要に応じ各部門に改善を勧告する。また、重要な事項等については取締役会に直接報告する。

② リスク管理に関する体制

- ・全社および各部門のリスク管理が適正に行われるよう、組織、権限をはじめとする会社規程等を整備する。
- ・経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営企画部署および各部門が、経営計画の策定および重要な意思決定にあたり、毎年定期的かつ必要に応じて把握・評価し、経営執行会議において審議を受けるとともにこれを管理する。また、毎年定期的かつ必要に応じて、取締役会において審議・報告する。
- ・安全・品質をはじめとする各部門の業務に係るリスクについては、各部門の長が、これを把握・評価・管理する体制を整備するとともに、毎年定期的かつ必要に応じ、その体制、運用状況を点検する。また、各部門の計画の策定・実行にあたっては、各部門の業務に係るリスクを把握・評価し、その結果に基づいてこれを管理する。
- ・法令等に従って財務報告を適正に行うために、組織および会社規程等を整備し、適切に運用する。
- ・非常災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象が発生した場合の情報伝達および対応について会社規程等に定めるとともに、これらの事象が発生した場合に備え定期的に訓練等を実施する。
- ・内部監査部署は、必要に応じて内部監査を行う。

③ コンプライアンスに関する体制

ア. 社内体制

- ・コンプライアンスの徹底を図るため、会社規程等に基づき、社長を委員長としたコンプライアンス推進委員会を設置するとともに、本店部長、本店本部総括部長および支店長・方面本部長等をコンプライアンス責任者とする全社的な体制を整備する。
- ・コンプライアンスの定着を図るため、会社規程等に基づき、取締役およびコンプライアンス責任者を対象とした啓発活動を実施し、管下使用人への適切な指導・監督に当たらせるとともに、使用人に対し各種研修を行う。
- ・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、通常の業務報告経路とは別に、内部通報の窓口「コンプライアンスホットライン」を社内および社外に設置する。なお、コンプライアンスホットラインの利用者の保護について、会社規程等を定める。

- ・反社会的勢力との関係遮断については、対応部署を定め、会社規程等を整備するとともに、関連する外部専門機関と連携して対応する。
- イ. 中部電力グループ体制
 - ・中部電力グループ・コンプライアンス推進協議会に参加し、これに基づいた取り組みを行う。

④ 監査に関する体制

- ア. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ・監査等委員会の職務を補助するため、執行部門から独立した組織として監査等委員会直属の監査等委員会室を設置する。
 - ・監査等委員会室には、監査等委員会の意向を踏まえた員数の使用人を置く。
- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会室に所属する使用人は、執行部門の業務に係る役職を兼務せず、また取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮・命令を受けない。
 - ・取締役等（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の指示に基づき職務を遂行したことを理由として、監査等委員会室に所属する使用人に不利益を及ぼさない。
 - ・監査等委員会室に所属する使用人の異動および評価にあたっては、監査等委員会の意向を尊重する。
- ウ. 監査等委員会への報告に関する体制

取締役が指名する者は、次のとおり、職務の執行状況等について監査等委員会に報告する。

 - ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を知ったときは、ただちに監査等委員会に報告する。
 - ・部門ごとに原則として毎年1回、当該部門の業務の執行状況について監査等委員会に報告する。
 - ・重要な決裁文書については決裁後すみやかに監査等委員会に回覧する。また業務執行に係るその他の文書についても求めに応じて、監査等委員会の閲覧に供する。
- エ. 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
 - ・取締役等（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会または監査等委員会室に所属する使用人に報告をしたことを理由として、報告した者に不利益を及ぼさない。
- オ. 監査費用等に関する事項
 - ・監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、すみやかに当該費用等を支払う。
- カ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - ・監査等委員は、経営執行会議およびその他重要な会議体に出席のうえ、意見を述べるができるものとし、取締役等（監査等委員である取締役を除く。）は、当該意見を尊重する。
 - ・社長は、監査等委員会と代表取締役が経営に関し意見交換する機会を設ける。

- ・内部監査部署および会計監査人は、監査計画の策定・実施にあたって監査等委員会と協議するとともに、実施結果を監査等委員会に報告する。

⑤ 企業グループの業務の適正を確保するための体制

ア. その他の関係会社との関係に係る体制

当社は、その他の関係会社である中部電力株式会社が定めるグループ経営方針、グループ運営に関する規範に沿って密接な連携のもとに業務を執行する。

イ. トーエネックグループの体制

- ・当社グループの業務の適正および効率性を確保するため、グループ会社全般を統括する部署およびグループ各社を管理する部署を設置し、会社規程等に基づき、経営上の重要事項については、協議または連絡を求めるとともに、グループ会社のリスク管理、コンプライアンス等に関する体制を整備する。
- ・グループ各社の経営に重大な影響を与えるリスクについては、各社が把握・評価し、管理するとともに、グループ各社の社長等は、毎年定期的にグループを統括する部署に報告する。
- ・グループ会社の取締役等および監査役またはこれらの者から報告を受けた当社の取締役等は、グループ会社においてグループ経営に重大な影響を与える事象が発生した場合、当社監査等委員会に報告する。
- ・当社グループにおけるコンプライアンス推進のため、各社において、コンプライアンス担当その他の推進体制を整備するとともに、基本方針の制定をはじめとする自律的な取り組みを行う。
- ・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、グループ各社は、当社の内部通報の窓口「コンプライアンスホットライン」を活用する。
- ・当社の取締役等は、必要に応じグループ会社の監査役を兼務する。
- ・当社の取締役等は、グループ会社の監査役および取締役等との定期的な会合の場を設け意見交換を行う。
- ・当社の内部監査部署は、必要に応じてグループ会社に対して内部監査を行う。

(2) 運用状況

当社は、「会社の業務の適正を確保するための体制」の運用状況を定期的に取り締役会に報告しております。その概要は、次のとおりであります。

① 経営管理に関する体制

取締役会は、独立社外取締役7名を含む13名で構成されております。取締役会は15回開催し、取締役相互の協議・意見交換を通じて、法令・定款所定の決議事項および会社の業務執行を決定するとともに、取締役の職務執行を相互に監督しました。

また、経営執行会議は、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員の9名で構成され、常勤の監査等委員2名およびオブザーバー6名（経営考査部長、法務部長、経理部長等）も出席しております。経営執行会議は28回開催され、取締役会に付議する事項および社長が決定すべき経営上の重要事項を審議するとともに、業務執行の状況に関する報告を受けました。

当社は、経営責任の明確化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の任期を1年としております。

社長直属の内部監査部署は、監査計画に基づき各部門の業務の執行状況等を監査し、その結果を直接社長に報告するとともに、各部門に対して必要な改善を勧告しました。

② リスク管理に関する体制

定期的にはリスクの棚卸を実施し、認識したリスクについては、経営計画、業務計画または日常の個別業務に反映するよう努めました。経営に重大な影響を与えるリスクについては、その影響度と発生頻度を想定したリスクマップとして可視化し、情報共有化を図りました。

また、非常災害その他当社に重大な影響を与え得る事案を想定した訓練を実施しました。

③ コンプライアンスに関する体制

コンプライアンス推進委員会は、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常勤の監査等委員、経営考査部長、法務部長、労働組合本部委員長、国内子会社社長、弁護士で構成されております。コンプライアンス推進委員会は3回開催され、コンプライアンス推進活動の実施状況の報告ならびに活動計画の審議を行いました。この活動計画に従って、外部講師によるコンプライアンスセミナー、社内報による啓蒙活動等を行い、コンプライアンス意識の高揚に努めております。また、内部通報の窓口「コンプライアンスホットライン」を社内・社外に設置しており、問題の早期発見と改善に活用しております。

反社会的勢力との関係遮断については、事業場ごとに不当要求防止責任者を選任し、公安委員会へ届け出るとともに、警察その他の外部専門機関から情報収集を行いました。

入札談合・カルテル等については、「競合他社との接触に関する規程」に基づき、教育を実施する等、未然防止に努めております。

④ 監査に関する体制

監査等委員である取締役は取締役会で意見を述べるとともに、取締役会で経営判断原則に則った審議がなされているか、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）が適切に機能しているかなどの視点から取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査しております。

監査等委員会室には、監査業務量を勘案し、4名の使用人を置いております。監査等委員会室は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令系統から独立させるとともに、監査等委員会室に所属する使用人の異動・評価にあたっては、監査等委員会の意向を尊重する等、監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

監査等委員会に対しては、定期的に部門の業務執行状況を報告するとともに、重要な決裁文書を回覧したほか、都度、必要な報告を行いました。

監査等委員である取締役は、経営執行会議、コンプライアンス推進委員会等に参加し、意見を述べました。監査等委員会と代表取締役は、経営に関し4回意見交換を行いました。また、監査計画の策定・実施にあたっての協議、実施結果の報告を行うため、内部監査部署と6回、会計監査人と13回、それぞれ意見交換を行いました。

⑤ 企業グループの業務の適正を確保するための体制

グループ会社全般を統括する部署およびグループ各社を管理する部署を設置し、経営上の重要事項等について必要に応じグループ会社の取締役等と協議するとともに報告を受けました。

グループ会社のリスクについては、定期的に報告を受けたほか、コンプライアンス教育についてグループ一体となった取り組みを実施しました。

当社の監査等委員等は、必要に応じてグループ会社の監査役を兼務し、定期的に意見交換を行いました。なお、内部監査部署は、必要に応じてグループ会社の内部監査を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	7,680	6,855	104,598	△1,525	117,609	9,112	735	3,640	13,487	42	131,140
当期変動額											
剰余金の配当			△4,475		△4,475						△4,475
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,765		10,765						10,765
自己株式の取得				△665	△665						△665
自己株式の処分		13		9	22						22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△2,399	272	2,012	△114	8	△105
当期変動額合計	—	13	6,289	△656	5,647	△2,399	272	2,012	△114	8	5,541
当期末残高	7,680	6,869	110,888	△2,181	123,256	6,713	1,007	5,652	13,373	51	136,681

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8 社

すべての子会社を連結の範囲に含めている。

連結子会社の名称 株式会社トーエネックサービス
旭シンクロテック株式会社
合同会社たてしなサンサンファーム
統一能科建筑安装（上海）有限公司
TOENEC (THAILAND) CO., LTD.
TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED
PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA
Tri-En TOENEC Co., Ltd.

当連結会計年度において、持分の取得により合同会社たてしなサンサンファームを連結の範囲に含めている。

また、持分法適用関連会社であった Tri-En TOENEC Co., Ltd. は株式の追加取得及び実質支配力基準により連結子会社となったため、連結の範囲に含めている。

(注) TOENEC (THAILAND) CO., LTD. は、Tri-En TOENEC Co., Ltd. への事業移管が終了し清算手続き中である。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 4 社

すべての関連会社を持分法適用の範囲に含めている。

持分法適用関連会社の名称 P F I 豊川宝飯斎場株式会社
株式会社中部プラントサービス
HAWEE MECHANICAL AND ELECTRICAL JOINT STOCK COMPANY
FUHBIC TOENEC Corporation

当連結会計年度において、持分法適用関連会社であった Tri-En TOENEC Co., Ltd. は株式の追加取得及び実質支配力基準により連結子会社となったため、持分法適用の範囲から除外している。

また、持分法適用関連会社のうち HAWEE MECHANICAL AND ELECTRICAL JOINT STOCK COMPANY、FUHBIC TOENEC Corporation の決算日は 12 月 31 日であり、持分法の適用にあたっては、同日現在の計算書類を使用している。

持分法適用にあたり発生した投資差額（のれん相当額）は、10 年間で均等償却している。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち統一能科建筑安装（上海）有限公司、TOENEC (THAILAND) CO., LTD.、TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED、PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA、Tri-En TOENEC Co., Ltd. の決算日は 12 月 31 日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

また、その他の連結子会社については決算日に相違はない。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ——— 時価法

〔 評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定 〕

市場価格のない株式等 ——— 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 ——— 個別法による原価法

材料貯蔵品・商品 ——— 主として移動平均法による原価法

〔 貸借対照表価額は収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法により算定 〕

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産 ——— 主として定率法

〔 ただし、1998年4月1日以降に取得した
建物(建物附属設備を除く)、2016年4月
1日以降に取得した建物附属設備及び構
築物、機械装置のうち太陽光発電事業用
設備については定額法 〕

リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

————— リース期間を耐用年数とし、残存価額を零
とする定額法

無形固定資産 ——— 定額法

④ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ロ. 工事損失引当金は、将来の工事損失の発生に備えるため、工事損失が現実視される場合に当連結会計年度末において合理的に見積もることができる工事損失見込額を計上する方法によっている。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した連結会計年度から費用処理している。

なお、一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

ロ. 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりである。

・工事契約

当社グループは、配電線工事、地中線工事、屋内線工事、空調管工事及び通信工事を請け負っている。

これらの取引については、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、期間がごく短い工事契約を除き、その進捗度に応じて収益を認識している。進捗度の見積りは、実施した工事に関して発生した工事原価が、完成までに予想される工事原価総額に占める割合（インプット法）を使用している。

工事収益総額の見積り、完成までの進捗状況に変更が生じる可能性がある場合、見積りの見直しを行っている。なお、変動対価等を含む収益の額に重要性はない。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれていない。

・太陽光発電事業

当社グループは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用した太陽光発電事業を営んでいる。検針日から期末までの売電量を見積もって計上することで、会計期間に対応した収益を認識している。

ハ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生原因に応じ 20 年以内で均等償却している。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにあたっては、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出している。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりである。

工事契約に係る収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上高 123,783 百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

設備工事業における工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識している。なお、進捗度の見積りは、実施した工事に関して発生した工事原価が、完成までに予想される工事原価総額に占める割合（インプット法）を使用している。

決算日における履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、施工部署が作成した実行予算を基礎としており、発注者又は外注業者等との間で行われた協議の結果に関する情報を主要な仮定として織り込んでいる。

こうした協議の結果は、経済状況による材料費・外注費の変動や設計変更などにより変化するため、不確実性の要素を含んでおり、将来の収益に重要な影響を及ぼす可能性がある。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 当社

イ. 担保に供している資産

下記の資産は当社が出資している P F I 事業会社（11 社）の金融機関からの借入債務に係る担保に供している。

投資その他の資産	
投資有価証券	55 百万円
その他（長期貸付金）	4 百万円
計	59 百万円

ロ. 担保に係る債務

担保に係る債務はない。

② 連結子会社

イ. 担保に供している資産

下記の資産は連結子会社の金融機関からの借入債務に係る担保に供している。

有形固定資産	
建物・構築物	87 百万円
土地	14 百万円
投資その他の資産	
その他（投資不動産）	83 百万円
計	185 百万円

ロ. 担保に係る債務

短期借入金	175 百万円
-------	---------

(2) 受取手形・完成工事未収入金等のうち顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形	281 百万円
電子記録債権	4, 219 百万円
完成工事未収入金	57, 732 百万円
未収入金	2, 638 百万円
契約資産	24, 799 百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

87, 383 百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち顧客との契約から生じる収益の金額

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していない。顧客との契約から生じる収益の金額は、「7. 収益認識に関する注記（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載している。

(2) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

78 百万円

(3) 研究開発費の総額

540 百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	96,649,950 株
------	--------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 2024 年 6 月 26 日開催第 106 回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	2,617 百万円
1 株当たり配当額	140 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 27 日

② 2024 年 10 月 29 日開催取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	1,857 百万円
1 株当たり配当額	100 円
基準日	2024 年 9 月 30 日
効力発生日	2024 年 11 月 29 日

③ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

配当金の総額	2,784 百万円
1 株当たり配当額	30 円
基準日	2025 年 3 月 31 日
効力発生日	2025 年 6 月 27 日

(注) 当社は、2024 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っている。2025 年 3 月 31 日を基準日とする 1 株当たり配当額は、当該株式分割後の金額を記載している。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、安全性の高い金融資産で資金運用し、銀行等金融機関からの借入れ・社債発行で資金調達している。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、工事部門及び管理部門が連携し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが 1 年以内の支払期日である。

社債及び借入金は、運転資金及び太陽光発電事業投資等を目的とする資金調達である。

リース債務は、主に太陽光発電事業用設備及び事業用車両の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものである。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金(※2)	89,670 △233		
	89,437	89,436	△0
(2)投資有価証券(※3)	11,725	11,725	—
資産計	101,162	101,161	△0
(1)社債	8,400	8,131	△268
(2)長期借入金(※4)	21,299	20,515	△783
(3)リース債務	46,223	45,178	△1,044
負債計	75,922	73,825	△2,096

(※1)「現金預金」、「支払手形・工事未払金等」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

(※2)受取手形・完成工事未収入金等に対応する貸倒引当金を控除している。

(※3)市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券」には含めていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式等	14,233

(※4)1年以内返済予定の長期借入金は、「(2)長期借入金」に含めている。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	11,725	—	—	11,725
資産計	11,725	—	—	11,725

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
受取手形・完成工事未収入金等	—	89,436	—	89,436
資産計	—	89,436	—	89,436
社債	—	8,131	—	8,131
長期借入金（※1）	—	20,515	—	20,515
リース債務	—	45,178	—	45,178
負債計	—	73,825	—	73,825

（※1） 1年以内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めている。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類している。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の社債発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類している。

リース債務

リース債務の時価は、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される条件により算定しており、レベル2の時価に分類している。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	設備工事業	エネルギー事業	計	その他 (注)	合計
配電線工事	81,668	—	81,668	—	81,668
地中線工事	14,905	—	14,905	—	14,905
屋内線工事	99,977	—	99,977	—	99,977
空調管工事	39,420	—	39,420	—	39,420
通信工事	17,997	—	17,997	—	17,997
エネルギー事業	—	12,193	12,193	—	12,193
その他	—	—	—	4,675	4,675
顧客との契約 から生じる収益	253,969	12,193	266,162	4,675	270,838
その他の収益	—	90	90	38	128
外部顧客との 収益	253,969	12,283	266,252	4,714	270,966

(注)「その他」の区分には、商品販売、賃貸リース、損害保険代理業等を含んでいる。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 □. 収益及び費用の計上基準」に記載している。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高は次のとおりである。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	63,864	64,871
契約資産	20,016	24,799
契約負債	4,091	3,818

契約資産は主に、顧客との契約について期末日時点で一部の履行義務を果たしているが、まだ請求していない財又はサービスに係る対価に対する当社グループの権利に関連するものである。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられる。

契約負債は主に、顧客から工事代金として受け入れた前受金である。期首現在の契約負債残高のほとんどすべてを、当連結会計年度に収益として認識している。

当連結会計年度において、Tri-En TOENEC Co., Ltd. を連結子会社化したことにより、契約資産が1,362百万円、契約負債が1,185百万円、それぞれ増加した。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はない。

② 残存履行義務に配分した取引価格

期末日時点で残存履行義務に配分した取引価格の総額は、当連結会計年度末において 141,878 百万円である。当該金額は、主に工事契約に係るものであり、工事の進捗に応じて約 7 割は 1 年以内に、約 3 割は 1 年超 3 年以内に収益認識する予定である。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額

1,472 円 09 銭

(2) 1 株当たり当期純利益

115 円 66 銭

(注) 当社は、2024 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っている。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定している。

9. その他の注記

(1) 親会社の異動

当社の親会社であった中部電力株式会社は、保有する当社普通株式の一部を売却したことにより、2024 年 7 月 16 日付で当社の親会社に該当しないこととなり、新たに当社のその他の関係会社に該当している。なお、当社は中部電力株式会社の連結子会社から関連会社となるが、事業面での連携関係について変更はない。

(2) 減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上した。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
Tri-En TOENEC Co., Ltd.	その他	のれん	837

当社グループは、のれんについては会社単位でグルーピングを行っている。

Tri-En TOENEC Co., Ltd. に係るのれんについて、一部工事の採算性悪化に伴い債務超過に陥ることなどから、全額を減損損失として計上している。なお、回収可能価額は、使用価値を零として算定している。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなった。

これに伴い、2026 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 30.3% から 31.2% に変更し計算している。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 43 百万円増加し、法人税等調整額が 200 百万円、その他有価証券評価差額金が 86 百万円、退職給付に係る調整累計額が 70 百万円、それぞれ減少している。

(4) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで

第107期

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金				利 益 剰余金 合 計
						海 外 市 場 開 拓 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	7,680	6,831	23	6,855	1,639	100	1,208	70,200	8,614	81,763
当期変動額										
剰余金の配当									△4,475	△4,475
海外市場開拓積立金の取崩						△100			100	－
固定資産圧縮積立金の取崩							△10		10	－
税率変更による 積立金の調整額							△15		15	－
別途積立金の積立								4,900	△4,900	－
当期純利益									9,661	9,661
自己株式の取得										
自己株式の処分			13	13						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	13	13	－	△100	△26	4,900	412	5,185
当期末残高	7,680	6,831	37	6,869	1,639	－	1,182	75,100	9,027	86,949

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 式	株 主 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当期首残高	△1,525	94,774	9,104	9,104	103,878
当期変動額					
剰余金の配当		△4,475			△4,475
海外市場開拓積立金の取崩		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
税率変更による 積立金の調整額		－			－
別途積立金の積立		－			－
当期純利益		9,661			9,661
自己株式の取得	△665	△665			△665
自己株式の処分	9	22			22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△2,426	△2,426	△2,426
当期変動額合計	△656	4,543	△2,426	△2,426	2,116
当期末残高	△2,181	99,317	6,677	6,677	105,994

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 ————— 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ————— 時価法

〔 評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定 〕

市場価格のない株式等 ————— 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 ————— 個別法による原価法

材料貯蔵品・商品 ————— 移動平均法による原価法

〔 貸借対照表価額は収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法により算定 〕

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産 ————— 定率法

〔 ただし、1998年4月1日以降に取得した
建物(建物附属設備を除く)、2016年4
月1日以降に取得した建物附属設備及び
構築物、機械装置のうち太陽光発電事業
用設備については定額法 〕

リース資産 (所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

————— リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする
定額法

無形固定資産 ————— 定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 工事損失引当金は、将来の工事損失の発生に備えるため、工事損失が確実視される場合に当事業年度末において合理的に見積もることができる工事損失見込額を計上する方法によっている。

③ 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理している。

（５）収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりである。

① 工事契約

当社は、配電線工事、地中線工事、屋内線工事、空調管工事及び通信工事を請け負っている。

これらの取引については、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、期間がごく短い工事契約を除き、その進捗度に応じて収益を認識している。進捗度の見積りは、実施した工事に関して発生した工事原価が、完成までに予想される工事原価総額に占める割合（インプット法）を使用している。

工事収益総額の見積り、完成までの進捗状況に変更が生じる可能性がある場合、見積りの見直しを行っている。なお、変動対価等を含む収益の額に重要性はない。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれていない。

② 太陽光発電事業

当社は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用した太陽光発電事業を営んでいる。検針日から期末までの売電量を見積もって計上することで、会計期間に対応した収益を認識している。

（６）その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

２．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにあたっては、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出している。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりである。

工事契約に係る収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上高 105,531 百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「２．会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

下記の資産は当社が出資している P F I 事業会社（11 社）の金融機関からの借入債務に係る担保に供している。

投資有価証券	19 百万円
関係会社株式	36 百万円
長期貸付金	4 百万円
計	59 百万円

② 担保に係る債務

担保に係る債務はない。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

83,251 百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	515 百万円
長期金銭債権	4,362 百万円
短期金銭債務	4,326 百万円
長期金銭債務	742 百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	1,081 百万円
売上原価	12,784 百万円
販売費及び一般管理費	1,142 百万円
営業取引以外の取引高	802 百万円

(2) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

31 百万円

(3) 研究開発費の総額

540 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	3,836,310 株
------	-------------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,717 百万円
未払賞与金	2,008 百万円
未払事業税	234 百万円
未払退職年金掛金	54 百万円
退職給付引当金	4,623 百万円
投資有価証券評価損	1,583 百万円
減損損失	3,413 百万円
資産除去債務	1,431 百万円
その他	944 百万円
繰延税金資産小計	16,010 百万円
評価性引当額	△5,074 百万円
繰延税金資産合計	10,935 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,008 百万円
固定資産圧縮積立金	△535 百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△933 百万円
その他	△114 百万円
繰延税金負債合計	△4,592 百万円
繰延税金資産の純額	6,343 百万円

(注) 評価性引当額が 1,042 百万円増加している。この増加の主な内容は、貸倒引当金に係る評価性引当額が 692 百万円増加したこと及び投資有価証券評価損に係る評価性引当額が 299 百万円増加したことによるものである。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.3%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	0.96%
永久に益金に算入されない項目	△1.44%
住民税均等割	1.27%
評価性引当額の増減	6.33%
賃上げ促進税制による税額控除	△4.97%
税率変更に伴う影響	△1.39%
その他	0.72%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.78%

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなった。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.3%から31.2%に変更し計算している。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は110百万円増加し、法人税等調整額が197百万円、その他有価証券評価差額金が86百万円、それぞれ減少している。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

重要性が乏しいため、記載を省略している。

当社の親会社であった中部電力株式会社は、保有する当社普通株式の一部を売却したことにより、2024年7月16日付で当社の親会社に該当しないこととなり、新たに当社のその他の関係会社に該当している。なお、当社は中部電力株式会社の連結子会社から関連会社となるが、事業面での連携関係について変更はない。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Tri-En TOENEC Co., Ltd.	所有 直接 49%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1	4,250	長期貸付金 (注) 2	4,250

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、担保は受け入れていない。

2. 長期貸付金に対し、2,128百万円の貸倒引当金を計上している。また、当事業年度において2,128百万円の貸倒引当金繰入額を計上している。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	中部電力 パワーグ リッド 株式会社	なし	工事請負	電気工事の受注 (注) 1	78,865	完成工事未収入金 未成工事受入金	12,236 74
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 中電オート リース	なし	事業用車両 のリース	リースによる車両の取得 (注) 2 リース債務の返済 (注) 2 リース債務利息の支払い (注) 2	2,114 1,193 213	リース債務(流動) リース債務(固定)	1,197 6,098

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ取引金額を決定している。
2. 当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっている。

8. 収益認識に関する注記

連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,142 円 02 銭

(2) 1株当たり当期純利益

103 円 80 銭

(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っている。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定している。

10. その他の注記

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。